

## 第2次十和田市ごみ減量行動計画を策定しました

平成26年度から28年度までの3年間で、ごみの減量とリサイクルを推進するための行動計画を市ホームページとまちづくり支援課窓口でご覧いただけます。

☎まちづくり支援課 ☎⑤6726

## 防ごう！農作業事故

10月31日(金)まで「平成26年度秋の農作業安全運動」期間です。秋は収穫作業などで多忙となり、農作業事故が発生しやすくなります。農作業中は次のことに心掛けて、事故を未然に防ぎましょう。

- ▼コンバインなどの農作業機械は、必ずエンジンを切ってから点検・整備を行いましょ。
- ▼機械に巻き込まれないように服装を整えましょ。
- ▼草刈り作業中の事故も多発しています。カバーを取り付けたり保護具を身に付けたりするとともに、周囲に気を配るなどして事故を防ぎましょ。
- ▼万一の事故に備え、労災保険などへ加入ましょ。
- ▼作業中は水分補強をして、日射病や熱中症に気をつけましょ。

## ☎十和田市農機具利用事故防止対策協議会（農林畜産課内）

☎⑤6736

## 農地の借り受け希望者募集および農地の貸し付け希望者の受け付け開始

（公社）あおもり農林業支援センターでは、3月19日に県から農地中間管理機構の指定を受け、農地中間管理事業を実施しています。

この事業は、経営規模を縮小する出し手農家から支援センターが農地を借り入れ、公募に応募し、公表された規模拡大する受け手農家に、まとまった農地を貸し付けるものです。

受け手の公募は、5月上旬から実施しており、支援センターのホームページに掲載しているほか、農林畜産課の窓口に応募用紙を備え付けていますので、ご応募ください。

応募の状況は、7月末、10月末、翌年1月末に取りまとめめて翌月に公表することになっています。

また農地を支援センターに貸したい希望者（出し手）についても、受け付けを開始しています。

事業の要件など詳細については、農林畜産課または支援センターへご相談ください。

## ☎（公社）あおもり農林業支援センター

☎0177733131

## ▼農林畜産課

☎⑤6741



## 平成26年度の税制改正により、一部の市税の税率が変わります ☎税務課 ☎⑤6765

### 軽自動車税

#### ▶原動機付自転車、二輪の軽自動車、二輪の小型自動車 平成27年度から新税率が適用

区分		現行税率	新税率
原動機付自転車	排気量 50cc 以下	1,000 円	2,000 円
	排気量 50cc 超 90cc 以下	1,200 円	2,000 円
	排気量 90cc 超 125cc 以下	1,600 円	2,400 円
	ミニカー	2,500 円	3,700 円
二輪の軽自動車	排気量 125cc 超 250cc 以下	2,400 円	3,600 円
二輪の小型自動車	排気量 250cc 超	4,000 円	6,000 円

#### ▶専ら雪上を走行する軽自動車、小型特殊自動車 （農耕作業用、その他）

税率の変更はありません。

### 法人市民税

平成26年10月1日以後に開始する事業年度分から、法人市民税の法人税割の税額が12.1%に変更となります（現行14.7%）。

#### ▶三輪および四輪以上の軽自動車

区分	現行税率 A	新税率 B	重課税率 C
三輪	3,100 円	3,900 円	4,600 円
四輪以上 / 乗用 / 営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円
四輪以上 / 乗用 / 自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円
四輪以上 / 貨物用 / 営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円
四輪以上 / 貨物用 / 自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円

◆平成27年度から、平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたものは、新税率Bが適用。同年3月31日以前に車両番号の指定を受けたものは、現行税率Aが適用されます。

◆平成28年度から、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の税率には、重課税率Cが適用されます。

ただし、平成15年10月14日以前に初めて車両番号の指定を受けたものは、初めて指定を受けた月の属する年の12月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の税率に、重課税率Cが適用されます。